

こども基本法とこども大綱

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
（例）居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
（例）働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
（例）教育施策（国民全体の教育の振興など）
医療施策（小児医療を含む医療の確保・提供など）
雇用施策（雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など）

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等











【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法の周知について

こども基本法		こども家庭庁
パンフレット	動画	動画
<p>やさしい版</p>   <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>https://youtu.be/c_rEkL-nYAE</p> 
  <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/kXnUU-A-voFM</p> 

広報物を通じた周知・啓発

シンポジウムや学校等でのパンフレットの配布やホームページへの掲載により、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について周知・啓発を行っている。

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、 こども未来戦略（加速化プラン）の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 （こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもまんなか実行計画2024
は令和6年5月に決定。

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

2030年代に入るまでを、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、

- ・若い世代の所得を増やす、
- ・社会全体の構造・意識を変える、
- ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、

こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

こども・子育て支援加速化プラン （3.6兆円規模）

令和6～8年度の3年間を集中取組期間とし、上記についての具体的な取組を実施。2028年度までに完了。

盛り込み

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

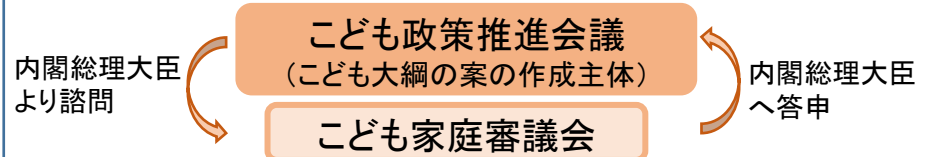
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸せな生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。



- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*子ども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者である子どもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。)

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神ののっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

○子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)

○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)

○子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)

○こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

○障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)

○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

○子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

子ども大綱における目標・指標

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：子どもまんなか社会

目標(別紙1)

(目標値)

「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標(別紙2)

- ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・子どもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定子ども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

こども大綱の周知について

動画

チラシ

冊子(概要版・詳細版)

(小学校低学年・中学年向け)
またたきあひこ版



(小学校高学年以上向け)
またたき版



子育て当事者向け



詳しくはこども家庭庁HP(こども大綱に関する広報物)のページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/kohobutsu>



こども・若者の意見反映

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法

- 年齢や発達の程度に応じた、こどもの意見表明機会の確保(第3条第3号)
- 年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益の優先考慮(第3条第4号)
- こども施策(※)の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し**義務付け**(第11条)

(※)「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、**教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。**

国・地方公共団体においては、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

こども基本法（令和4年法律第77号）

（基本理念）

第三条

- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども大綱

- 令和5年12月、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定された。
- 全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて掲げられた「こども施策の基本的な方針」の6本の柱のうち1つに以下を明記
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることについての意義を明記
 - ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる
 - ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聞かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する
- こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を記載し、以下の施策に取り組むことを明記
 - ・国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ・地方公共団体等における取組促進
 - ・社会参画や意見表明の機会の充実 ・多様な声を施策に反映させる工夫 ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - ・若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - ・こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合を明記。(20.3%→70%)

こども・若者の意見反映の仕組みづくり

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

こども基本法を踏まえ、各府省庁やこども家庭庁が、
こども・若者の意見を聴き、政策に反映するための仕組み。

事業の目的・狙い

こども
若者

政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画する機会・場を得られる。

政府

こども・若者の意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、より良くできる。

社会

こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解がひろがる。

事業の仕組み



小学1年生～20代ならいつでもだれでも登録（＝ぷらすメンバー）
登録人数：約4000人（R6.4現在）

参加

意見聴取

いけんひろば（意見を伝える機会）

意見を聴きたい省庁からのテーマ／ぷらすメンバーからのテーマ

対面

オンライン

チャット

アンケート

様々な方法で実施

こどもや若者の意見表明のサポートのため、
・事前の情報提供
・ファシリテーターによる進行等を実施



こども・若者の活動や生活の場に出向いて意見を聴く

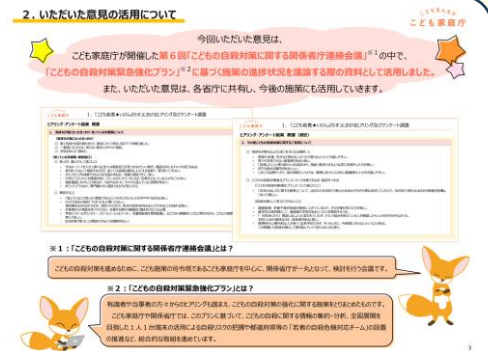
例：児童養護施設、フリースクール、児童館、子ども食堂



令和5年度実績：27テーマ、延べ2,650人から意見聴取（アンケート回答件数含む）

フィードバック

聴いた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてか、こどもや若者にフィードバック



意見反映

こども・若者から聴いた意見について検討し、政策等へ反映できるものは反映する。

こども若者★いけんぷらすの運営には、ぷらすメンバーの有志も参画。（みんなのパートナーぼんぱー）

子ども若者★いけんぷらすの周知について

チラシ・ポスター

通常版



<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>



小学生向け



<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>



中学生・高校生向け



<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>



解説動画



<https://youtu.be/aNAKQ5TDLpw>



<https://youtu.be/xbU8Y22MVCA>



こども若者★いけんぷらす 令和6年度前期（～9月）テーマ一覧

令和6年12月25日時点

	テーマ(※)	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
1	大学生が興味を持っている「食品の安全」に関するテーマは何か	アンケート	大学生年代	令和6年6月(済)	消費者庁
2	「令和6年版こども白書」（やさしい版）をつくる上で大切だと思うこと	対面、 オンライン	小学生 ～高校生年代	令和6年7月(済)	こども家庭庁
3	結婚・子育てに対する若者の意識について	対面、 オンライン	中学生以上	令和6年7月(済)	こども家庭庁
4	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」【案】の意見聴取	アンケート	小学生 ～高校生年代	令和6年7月(済)	こども家庭庁
5	農林水産物・食品の持続可能な取組に関する消費者への情報発信について	アンケート	全年代	令和6年7月(済)	農林水産省
6	学校の授業で活用できる「政治や選挙に関する教材」について	アンケート	小学4年生以上	令和6年7～8月(済)	総務省
7	教育データ利活用について	オンライン チャット	全年代	令和6年8月(済)	デジタル庁
8	ヘイトスピーチの解消に向けた効果的な啓発手法について	対面、 オンライン	中学生 ～高校生年代	令和6年8月(済)	法務省
9	「こどもの居場所づくりに関する指針」に関するこども向けコンテンツ作成について	オンライン、 アンケート	小学5年生以上	令和6年9月(済)	こども家庭庁
10	こども・若者の海に対する意識について	アンケート	全年代	令和6年9月(済)	国土交通省

(※) こども・若者に送付する際には、こども・若者にとって参加したいと思ってもらえるようなテーマ名にしている。

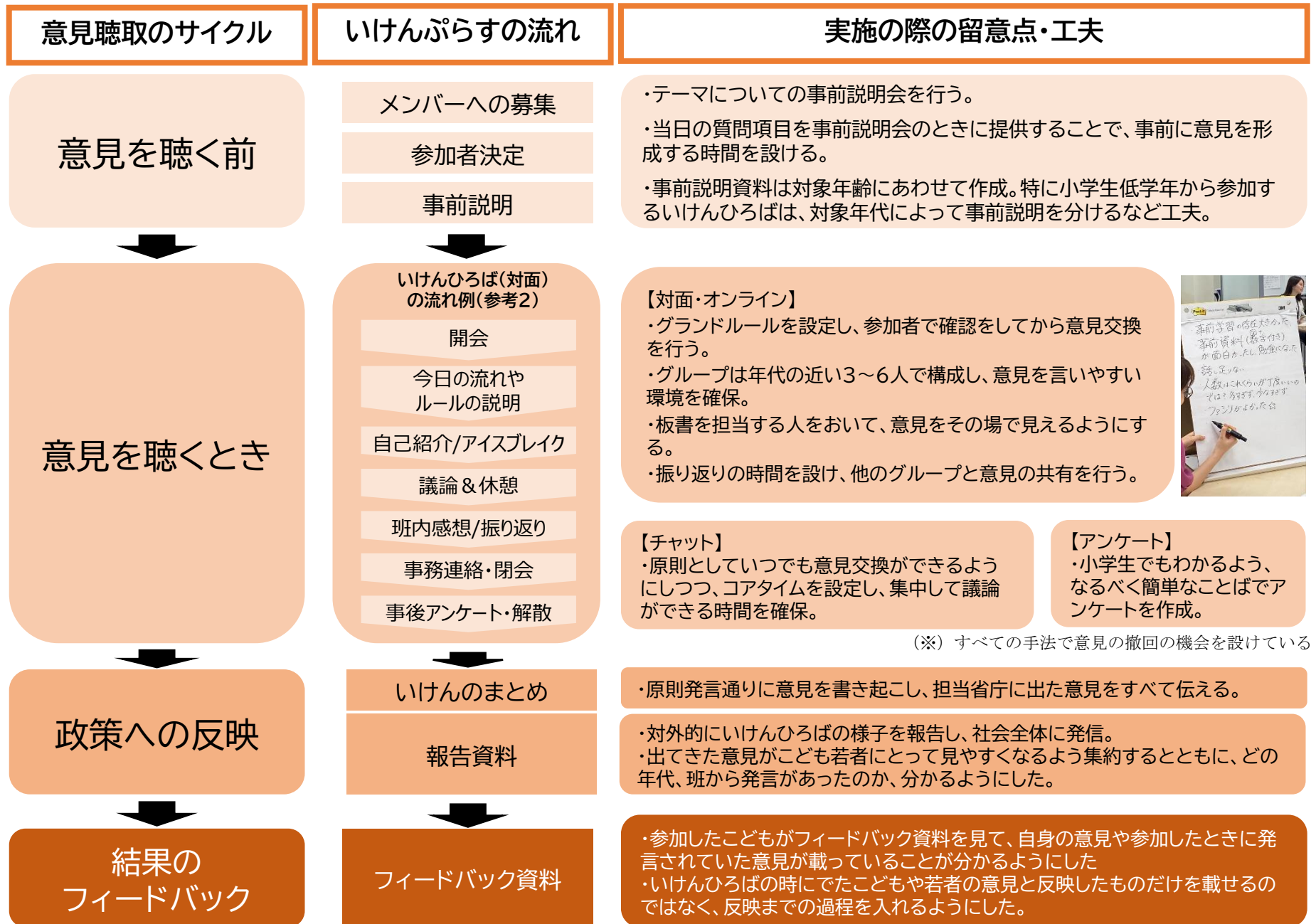
こども若者★いけんぷらす 令和6年度後期（10月～）テーマ一覧

令和6年12月25日時点

テーマ（※）		手法	対象年代	開催時期	担当省庁
11	新国立公文書館の展示について	対面	小学5年生 ～高校生年代	令和6年10月(済)	内閣府
12	異種臓器移植に関する倫理的課題についての意見聴取	アンケート	中学生以上	令和6年10月(済)	厚生労働省
13	こどもの視点で大阪・関西万博を考えよう～障害等の有無などに関わらずみんなが楽しめる万博に！～	対面	小学生 ～高校生年代	令和6年10月(済)	内閣官房
14	こどもデータ連携の取組について	出向く型	小学生 ～大学生年代	令和6年10～11月(済)	こども家庭庁
15	こどものウェルビーイングについて	対面、オンライン	10歳～20歳	令和6年11月(済)	こども家庭庁
16	こども向けのつながりサポーターについて	対面、オンライン、 アンケート	小学4年生 ～中学生	令和6年11月(済)	内閣府
17	化学物質管理への関心及び課題意識等について	対面、アンケート	小学5年生 ～大学生年代	令和6年12月(済)	環境省
18	修学支援制度の効果的な周知方法について	オンライン、 アンケート	中学生 ～大学生年代	令和6年12月(済)	文部科学省
19	こども・若者の社会参画と意見反映	対面、オンライン	全年代	令和6年12月	こども家庭庁
20	「スマート保健相談室」について	アンケート	高校生世代 ～大学生年代	令和6年12月 ～令和7年1月頃	こども家庭庁
21	今後の学校での学びの在り方等について	オンライン、アン ケート、出向く型	小学生 ～高校生年代	令和7年1月～2月	文部科学省
22	こども政策の検証・評価について	対面	中学生 ～社会人世代	令和7年2月	こども家庭庁

（※） こども・若者に送付する際には、こども・若者にとって参加したいと思ってもらえるようなテーマ名にしている。

いけんひろば実施時の主な流れと留意点



(※) すべての手法で意見の撤回の機会を設けている

● こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン＜概要版(取組ポイント)＞

こども・若者の声を政策に反映するためのポイント

1. はじめる前にチェックするポイント

なぜこども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1 へ

- こども施策を策定等する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- こどもや若者の意見を聴く意義を理解している。

こども基本法上の「こども施策」とは？ 本編 P.8 へ

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10 へ

- 意見を聴く場面や方法（継続的、一時的）の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12 へ

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。

2. 施策実行中にチェックするポイント

フィードバックをする 本編 P.43 へ

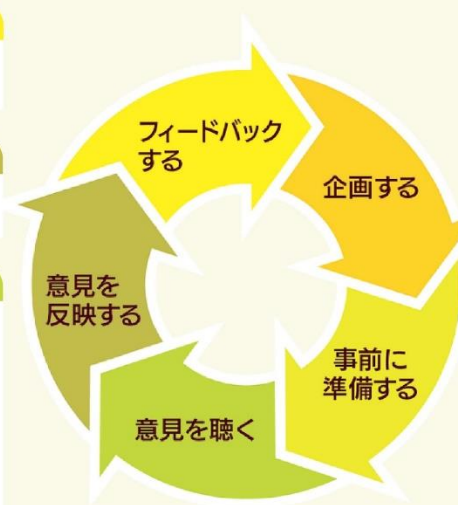
- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）している。
- フィードバック資料は、こども・若者が読みやすい工夫をしている。

意見を反映する 本編 P.40 へ

- こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

意見を聴く 本編 P.29,30,32,34,38 へ

- 聴く側のおとなが、こども・若者の視点と一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、こども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識している。
- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初にこども・若者に説明している。
- グラウンドルール案に参加するこども・若者と共有し、確認している。
- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターがこども・若者に示している。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者と共有している。
- こども・若者が意見を言いやすい方法を選べるような様々な選択肢を用意している。
- 意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。
- 安心して意見を言えたか、こども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。



フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

企画する 本編 P.14,16,18,19 へ

- 政策の当事者や政策が影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。
- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。
- こども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- こども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

事前に準備する 本編 P.23,26 へ

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達の程度に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- こども・若者の背景や人数を考慮して会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- テーマについてこども・若者に分かりやすい資料（やさしい版資料）を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

3. 常にチェックしておくべきポイント

予算や体制 本編 P.45 へ

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

声を聴かれにくいこども・若者を考慮する 本編 P.50,53,57 へ

- 声を聴かれにくいこども・若者がいることを理解している。
- 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている。
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
- 権利侵害や個別対応が必要な事案や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

こども基本法第11条に基づいて、こども・若者の意見を聴く取組を進めていくときに確認するより重要なポイントをリスト化しました。これらのポイントを参考に各取組に合わせて改訂してください。

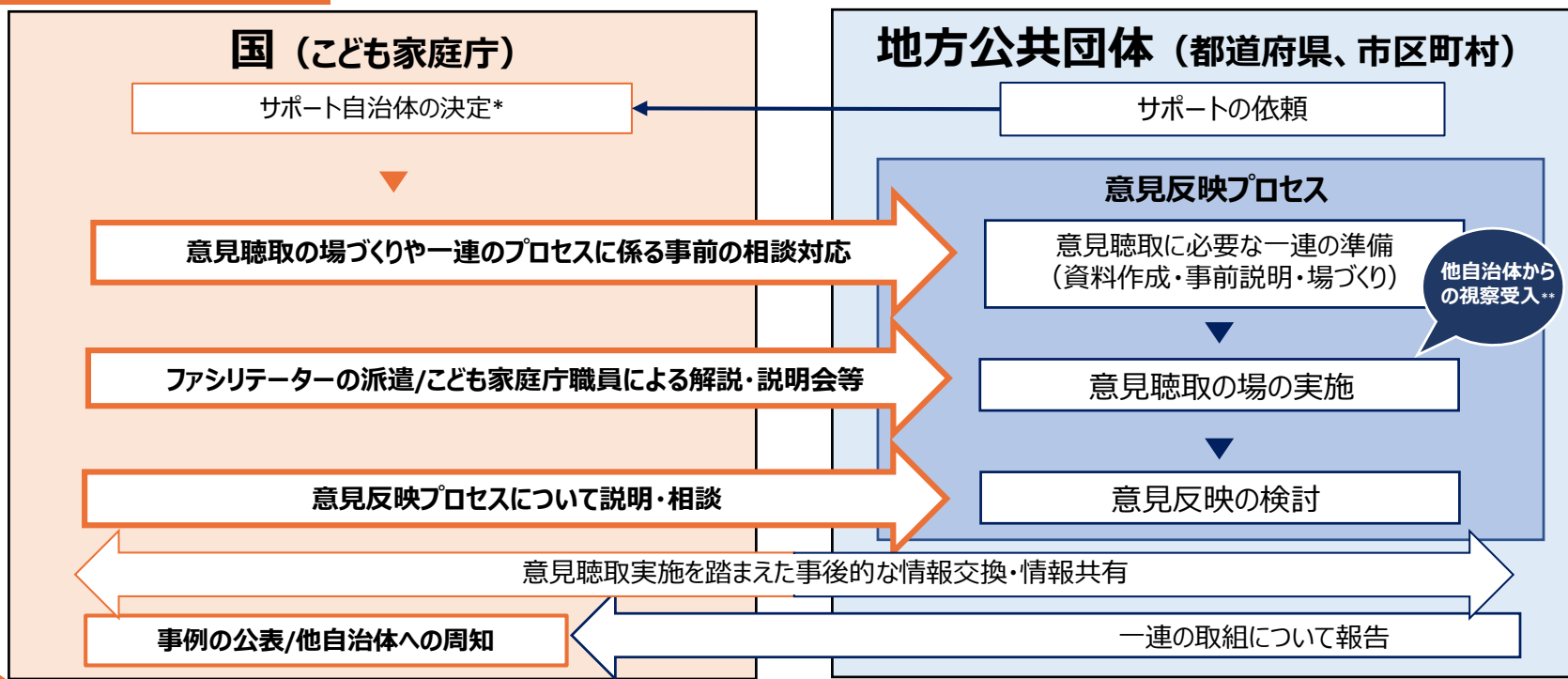
こども・若者意見反映サポート事業(1)

1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

2. 事業スキーム



*実施可否は依頼内容を踏まえて、決定いたします。 **派遣先自治体の御意向を踏まえて、調整いたします。

こども・若者意見反映サポート事業(2)

各事例の詳細はこちら

→<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/i3z7UxJe>

3. サポート実施自治体一覧

	自治体名	実施日	実施内容	当日参加者	派遣人数
1	山梨県	R5.11.27	・「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取	24人(小～大学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 2人
2	東京都大田区	R5.12.6・13	・児童館を活用したこどもの居場所づくり、地域の子育て環境の充実などの検討	30人(小学生)	・ファシリテーター 8人 ・こども家庭庁職員 6人
3	宮城県	R6.1.24	・県施策(こども政策への意見の聞き取りについて、痴漢撲滅に向けた方策、ネット非行と被害防止対策)についての意見聴取	14人(中～大学生)	・ファシリテーター 2人 ・こども家庭庁職員 3人
4	滋賀県近江八幡市	R6.2.7	・放課後児童クラブについて ・こどもの意見を聴取する場づくりをはじめとする意見反映の仕組みの構築を目指したモデル事業	37人(小学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 2人
5	福井県	R6.6.16	・居場所について ・年間を通じた継続事業のキックオフ回	24人(15～18歳)	・ファシリテーター 3人 ・こども家庭庁職員 3人
6	大阪府堺市	R6.7.27	・「堺市子ども読書活動推進計画」改定に向けて、こどもの視点に立った読書活動を推進するための意見聴取	18人(小・中学生)	・ファシリテーター 4人 ・こども家庭庁職員 3人
7	宮崎県都城市	R6.8.2～8.3	・こども計画を策定するに当たって、こどもの意見を聴取する手段の一つとしてワークショップを実施	4人(高校生世代～30代) 60人(小・中学生)	・ファシリテーター 5人 ・こども家庭庁職員 5人
8	愛知県大治町	R6.9.7	・町内にあるちびっこ広場(公園)に設置する遊具の検討のための意見聴取	29人(未就学児・小学生)	・ファシリテーター 5人 ・こども家庭庁職員 3人
9	岡山県西粟倉村	R6.10.23	・こども計画を策定するに当たって、ワークショップを実施	9人(中学生)	・ファシリテーター 3人 ・こども家庭庁職員 2人
10	岩手県一関市	R6.11.1、11.2	・こども計画の作成等に当たって、意見聴取	12人(小学生) 25人(小・中学生)	・ファシリテーター 6人 ・こども家庭庁職員 4人
11	香川県	R6.12.6、12.7	・こども計画の策定及びこども食堂運営の改善に向けて、より良い居場所づくりとこども食堂の実現を目指した意見聴取	11人(小学生) 15人(小・中学生)	・ファシリテーター(6日)2人 (7日)3人 ・こども家庭庁職員 3人

*実施済み案件のみ掲載。

こども・若者意見反映サポート事業(3)～山梨県の事例～

「こども・若者意見反映サポート事業」の第一弾として、令和5年11月27日(月)に山梨県へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

<募集チラシ抜粋>※山梨県作成

やまなしけん わかもの
山梨県こども若者いけんぷらす
さんかしゃぼしゅう
参加者募集

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者にとって一番良い環境づくりや取組がされるよう意見を聞かせてください。

「山梨県こども若者いけんぷらす」は、こどもや若者が自分の意見を表明できる機会をつくり、県が行う取組にこどもや若者の意見を反映させていく取組です。

頂いた御意見は、今後策定する「山梨県こども計画(仮称)」に反映させていただきます。

(1) 募集対象・募集人数
小学生から20代までのこども・若者 25人程度
(1993年4月2日から2017年4月1日までの生まれの方)

(2) 開催日時・場所
令和5年11月27日(月) 午後4時から午後5時まで
県立愛宕山こどもの国 工作室(甲府市愛宕町358-1)

(3) 意見を聞くテーマ
幸福な生活を送るために必要なことについて

(4) 意見を聞く方法
5人くらいのグループに分かれて、意見を聞かせてもらいます。

(5) 応募方法
参加する方の氏名・年齢・連絡先をお伝えください。
連絡先: 山梨県子育て支援局子育て政策課子育て支援担当

メール:
電話:

実施概要

- ◆ 目的: 「山梨県こども計画」策定に向けた意見聴取
- ◆ 担当部局: 山梨県子育て支援局子育て政策課
- ◆ 当日参加者: 24人(小学生から大学生まで)
- ◆ 派遣人数: ファシリテーター 4人
こども家庭庁職員 2人
- ◆ 質問した内容: あなたのまわりの人たちが幸せに生きていくために必要な「もの」や「こと」は何だと思いますか? など
- ◆ 県内市町村からの視察*: 県内6市町
*意見交換の様子のZoom配信およびこども家庭庁職員によるポイント解説・質疑応答

<当日の様子>



こども・若者意見反映サポート事業(4)～大阪府堺市の事例～

令和6年度「こども・若者意見反映サポート事業」として、令和6年7月27日（土）に大阪府堺市へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

実施概要

- ◆ 事業名：「堺っ子読書サミット」事業
- ◆ 目的：子どもの読書活動の推進にかかわる施策や取組内容を体系的にとりまとめた「堺市子ども読書活動推進計画」（平成16年3月策定、平成31年2月改定）について、令和6年度中に計画の改定に向けて、当事者からの意見を聴取し、子どもの視点に立った読書活動を推進するため。
- ◆ 担当部局：堺市立中央図書館
- ◆ 当日参加者：18人（小学5年生～中学2年生）
- ◆ 派遣人数：ファシリテーター 4人
こども家庭庁職員 3人
- ◆ 当日の進行：10:45～11:30 職員・スタッフ向け研修（板書係等）
11:30～12:15 ファシリテーターと打ち合わせ
13:30～15:20 意見聴取（適宜休憩）
15:20～15:25 振り返り
- ◆ 質問した内容：①みんなが本を読んでもらうためにはどうすればいいか
②図書館に望むこと

<当日の様子>



参加者向け報告書

堺っ子読書サミット 2024年7月27日(土) 1:30～3:30 @堺市役所本館3F 大会議室

01 班

メンバー：けん、しょうた、ちか、もえ、りっか

ファシリテーター：わかば メモ係（図書館員）：みどちゃん、よっちゃん



話し合ったこと

Q どうしたら本が好きな人が増えると思いますか？

- ・クラス全体にこんな本が面白いよと書いてあるポスターをはりまくる
- ・人気の本を紹介する
- ・図書委員会で、毎年1人1冊おすすめの本をクイズにする
- ・本を紙につつんで、題名がわからないようにして、本の福袋の貸出をする
- ・月間1位の人にしおりをわたす など

Q 図書館に行く人を増やすにはどういったことをしたらいいと思いますか？

- ・人気の本をたくさん入れる
- ・子ども読書講座の人数をもっと増やす
- ・子ども専用の図書館を作る
- ・1日で堺市の図書館をまわるツアー

みんなの様子

はじめは、話したことがない人がいて、少しきんちょうしている様子でしたが、ファシリテーターが図書館や本について質問すると、みんな次から次へたくさんの意見を出してくれました。一人が話すと、いろんな意見が出てきて、話が広がっていききました。好きな本の話をするときは、みんなとても楽しそうでした。本が好きということ、ふんだから図書館に来てくれていること、そして学校図書館や公共図書館がよりよくなるよう一生けんめい考えてくれていることが伝わってきました。



図書館員からひとこと

堺っ子読書サミットに参加してくれてありがとうございました。図書館をたくさん利用してくれているみなさんだからこそこの意見がたくさんあって、聞いていてとっても参考になりました。

終わったあとに、サミットが楽しかったと言ってくれてうれしかったです。みんなからもらった意見を参考にして、よりよい図書館にしていきたいです。また、図書館に遊びに来てくださいね。(みどちゃん、よっちゃん)



話し合いの様子



みんなたくさん考えて
サミットに参加してくれました



貴重な意見をありがとうございました！

こども・若者意見反映サポート事業(6)～愛知県大治町の事例～

令和6年度「こども・若者意見反映サポート事業」として、令和6年9月7日(土)に愛知県大治町へファシリテーターとこども家庭庁職員を派遣しました。

実施概要

- ◆ 事業名: おおはる子どもいけんこうかんかい
- ◆ 目的: 町内の公園(子育て支援課が所管するちびっこ広場)の遊具の選定にあたって、子供たちの意見を反映させたい。また、子供たちが思う理想の公園についても意見を聴取し、今後新たな公園の設置や地区ごとの公園のあり方を協議する際に活用していきたい。
- ◆ 担当部局: 大治町福祉部子育て支援課
- ◆ 当日参加者: 29人(未就学児(年少)～小学6年生)
- ◆ 派遣人数: ファシリテーター 5人
こども家庭庁職員 3人
※このほかに町にて板書係5名+サポート要員を確保
- ◆ 当日の進行: 14:00～15:00 意見聴取
15:00～16:00 振り返り
- ◆ 質問した内容: 自分の行きたい公園(理想の公園)はどんな公園?
公園の遊具についてみんなのこえをきかせて!
- ◆ 県内市町村からの視察*: なし
*当日の様子の録画を、愛知県へ配信予定。
- ◆ 事前研修: 当日板書係としてこどもたちと関わる町職員を対象に、こどもと関わる上での留意点、板書のポイントなどのオンライン研修を実施。

<当日の様子>



小学生グループ



未就学児グループ

こども・若者意見反映サポート事業(7)～愛知県大治町の事例～

○工夫した点

主に以下の点を工夫した。

項目	行った工夫
進行方法	<ul style="list-style-type: none">① 1班5人程度、年齢が同じ・近い参加者のグループに分ける。② ファシリテーターを各班1名（計5名）配置する。③ 板書係を配置する。（※）④ 町職員は直接議論には関わらない。⑤ 低年齢の参加者が多いため、議論の時間を短くする。
会場づくりなど	<ul style="list-style-type: none">① 児童センターの一室を利用することで、こどもが行き慣れている・こどもが過ごしやすい会場とする。② BGMを流したり、町のマスコットキャラクター（はるちゃん）が出迎えたりして楽しそうな雰囲気をつくり、参加者の緊張を和らげる。③ 参加者の緊張を和らげるよう、職員なども含めてカジュアルな服装で参加する。④ 飲み物を配布する。⑤ 絨毯の上に直接座れるようにし、自由な格好で話ができるようにする。
その他	<ul style="list-style-type: none">① 理想の公園・遊具について、絵に描いて表現してもらう。② 飽きたりその場を離れたくなったりしたこどもに対応できるよう、板書係以外にも補助的な人員を確保する。③ 意見を出しやすいよう、実際の公園遊具の写真を用意する。



※ 板書係は町職員が事前の研修を受けた上で務めた。

○今回の意見聴取を実施しての気づき

- ・未就学児が参加する場合の対応（待ち時間の遊び、ルール・資料の表現、グループ分け…）
- ・場の雰囲気をやわらげるため駄菓子の提供を予定していたが、アレルギー対応の検討が必要。

○今回の意見聴取結果

- ・資料にとりまとめ、町HPで公開。 <https://www.town.oharu.aichi.jp/5395.htm>

こども意見ファシリテーター養成講座

1. 目的

こども基本法の施行を受けて、これから国や自治体などの様々な場面で、こどもや若者が自身に関係することについて意見を聴かれる機会が増えていくことが見込まれます。こどもや若者から意見を聴く際には、こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり彼らの意見の表明をサポートするファシリテーター（＝こども意見ファシリテーター）の役割が重要ですが、そうした人材の確保が課題となっています。本事業は、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについて必要な知識と実践的な学びの場を提供し、全国的にそのスキルを有した人材を増やしていくことで、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の環境を整備することを目指すものです。

2. 令和6年度実施概要

○実施回数（予定も含む）

基礎編 3回（東京・大阪・オンライン）

応用編 1回（基礎編受講者のうち希望者を対象に対面実施）

○定員

対面・・・各回36名、オンライン・・・30名

※約360名から応募あり

○対象

- ・こども・若者の意見反映に取り組む行政職員や協力団体のスタッフ
 - ・児童館等こども・若者の居場所の職員
 - ・こども・若者の活動に関わるNPO団体等の職員やボランティア
 - ・こども・若者の意見反映に関心のある学生
- 等

3. 受講の構成と流れ

令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」にて作成したプログラムに基づき、
①テキストと動画教材による事前学習 ②実践的ワークを中心とした集合型講座 の2段階で学習します。

事前学習

学習内容を網羅したテキスト教材と、重要な部分を動画で解説したオンデマンド教材を用いて、こども意見ファシリテーターに必要な知識を集合型講座の前に各自で学びます。

集合型講座

事前学習で学んだ知識の振り返りや、参加者同士の対話を伴うペアワークやグループワークで実践的に学び、学習内容の理解を深めると共に、スキルを身につけていきます。

受講後

受講者には、各自治体・所属団体での取組や、「こども若者★いけんがらす」事業を通じて実践経験を積んでいただくことを期待しています。

審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用について（1）

こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果（概要）

（令和6年4月1日現在）

	審議会等		懇談会等行政運営上の会合
	委員	専門委員等	有識者等
総数	1,883人 (130審議会等)	7,120人 (130審議会等)	3,848人 (329懇談会等)
30代以下 全体に占める割合	21人(11審議会等) <u>1.12%</u>	107人(33審議会等) <u>1.52%</u>	71人(46懇談会等) <u>1.85%</u>

審議会・懇談会等におけることも・若者委員の登用について（2）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）（抄）

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

経済社会活動の前提として、性別や世代、障害の有無等にかかわらず、全ての国民に安心と安全を届けることが重要である。デジタルの力も活用しつつ、防犯対策やことも・子育て支援に取り組み、全ての国民が、どこにいても個性と能力を発揮し、幸福と生きがいを感じられる「誰一人取り残されない社会」を実現することを目指す。

（1）防犯対策の強化

我が国の治安をめぐる情勢は、SNSで実行犯を募集して特殊詐欺のみならず強盗等の凶悪な犯行に及ぶ事件が広域に発生し、社会における重大な脅威となるなど、厳しい状況にある。繁華街・歓楽街を含む都市部の安心・安全の確保が重要な課題となっている。こうした中、全ての国民が安心して暮らせるよう、取締り体制を確保するとともに、自助・共助・公助を組み合わせて、社会全体で防犯対策を強化し、官民が連携する形で、安心・安全なまちづくりを推進する。

いわゆる「闇バイト」による強盗・詐欺への対策を強化する。多くの国民がその被害に遭う、又は、意図せず犯行に加担することのないよう取り組む一方で、犯罪者については、そのツールを奪い、あるいは、逃がさないよう、厳正に対処する。具体的には、警察による広報や相談対応、犯罪者グループの取締りに必要な体制の確保や装備資機材の高度化を進める。犯罪実行者募集に関するサイバーパトロールや求人メディア事業者及びSNS事業者に対する犯罪実行者募集情報の掲載防止及び削除の依頼等の取組を推進する。防犯カメラの設置、青色回転灯等装備車（いわゆる「青パト」）の整備、防犯ボランティア活動の拠点整備など、デジタル技術を活用した地域防犯力の強化への支援を行うとともに、引き続き、防犯性能の高い建物部品の設置といった防犯対策強化の取組への支援を行う。

施策例

- ・国民生活の安心・安心のための各種対策の推進（警察庁）
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）<再掲>

（2）ことも・子育て支援の推進

ことも・若者や子育て世代の視点に立ったことも政策を推進し、「こともまんなか社会」を実現することを目指す。

ことも・若者視点の現場主義を強化するため、**各府省庁の各種審議会等の委員にことも・若者を一定割合以上登用するよう取り組む。**「加速化プラン」¹⁵²を始めたことも・子育て政策の質を更に向上させるため、EBPMを強化する。

152 「ことも未来戦略」（2023年12月22日閣議決定）に基づくことも・子育て支援加速化プラン。

ことものための質の高い成育環境を提供する。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や保育士資格の新規取得促進による人材の確保、保育所のICT環境整備、保育業務のワンストップの実現を含めた保育DXの推進による現場負担の軽減を進める。過疎地域における保育機能について、多機能化を通じてその維持・確保に取り組む地方公共団体を支援するなど、質の高い保育を持続的に確保する。放課後児童クラブの質・量の拡充、入院中のことも家族の付添いに関する環境改善に取り組む。保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義、保育所を運営する株式会社を地方公共団体に提出する会計書類に企業会計基準を適用することを可能とする運用方針について、2024年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。

厚生年金保険の養育期間標準報酬月額の特例申出に係る戸籍簿本添付について、2024年11月にマイナンバー制度を活用した情報連携により省略可能としたところであり、これに加え、2025年1月から、事業主が続柄確認をした場合にも添付を省略できる取扱いを開始する。改正子ども・子育て支援法¹⁵³及び子ども性暴力防止法¹⁵⁴の円滑な施行に向けた準備を進めるほか、保育所等の性被害防止対策や防災・減災対策に取り組む地方公共団体を支援し、ことも安心・安全を確保する。

ことも悩みを幅広く受け止める場の実態把握及び広報を行う。ことも家庭センター¹⁵⁵の設置・機能の拡充、ヤングケアラー支援の強化、共働き里親の推進に関する先駆的な取組及びこともホスピス¹⁵⁶への支援を進める地方公共団体を支援する。ひとり親家庭のことも食事の提供を行うNPO等を支援するほか、ワンストップ相談体制の構築、ひとり親家庭の就職・定着に向けた職域の拡大や就業後の定着支援に取り組む地方公共団体を支援する。

施策例

- ・ことも・若者意見反映及びことも政策推進事業（ことも家庭庁）
- ・保育士等の処遇改善（ことも家庭庁）
- ・保育士修学資金貸付等事業（ことも家庭庁）
- ・保育DX等による現場の負担軽減（ことも家庭庁）
- ・過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業（ことも家庭庁）
- ・保育等の提供体制の確保（ことも家庭庁）
- ・放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業（ことも家庭庁）<再掲>
- ・放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（ことも家庭庁）<再掲>
- ・入院中のことも家族の付添い等に関する環境改善事業（ことも家庭庁）
- ・地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備（ことも家庭庁）<再掲>
- ・「常勤保育士」の範囲拡大を通じた保育人材の確保（内閣府、ことも家庭庁）【制度】
- ・保育所を運営する株式会社の事務負担軽減（内閣府、ことも家庭庁）【制度】

153 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）。

154 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）。

155 児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

156 小児緩和ケアの対象となることも、きょうだい児を含めた家族を対象に提供されるケアの一つの形態をいう。我が国では、対象となることもと家族の状態やニーズに即し、多様な民間施設や団体等により、様々な場所や方法で実践されている。

審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用について（3）

こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について(案)(概要) こどもまんなか 令和7年3月 こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会 こども家庭庁

1. 経緯

- こどもまんなか実行計画2024等を踏まえ、「意見を言いやすい環境づくり」等に関して、昨年8月から議論を開始。こども・若者の審議会等への参画の推進に向けて留意すべき事項を取りまとめ。

2. 基本的考え方の概要

- こども・若者が当事者となりうる事項や中長期的な課題等を議論する会議／当該分野に関し若手学識者がいる会議について、こども・若者委員の積極登用を検討。
- こども・若者委員を登用した会議の「意見を言いやすい環境づくり」に向け、運営の配慮。(3. 参照)
- 会議の所掌事務等に応じ、こども・若者のみのWG等の設置、こども・若者からのヒアリング等を検討。
- 登用実績のある部局から、留意事項や登用によるプラスの影響などの情報共有の実施。
- 一方で、過度な負担感が生じないように、まずは「できることから」始めてみること。

3. 具体的な工夫

- 新任のこども・若者委員向けの事前説明、当日の議題や会議用資料、議論が期待される事項等について丁寧な情報提供
- 会議の場や事後のフィードバック、相談担当者の配置など、不安を抱かせない緊密なコミュニケーション
- こども・若者委員の意向を踏まえた柔軟な対応（開催手法や議事進行、服装、当日資料の配布方法等）
- こども・若者委員の意向の委員・事務局間での情報共有 等

こどもの権利の周知啓発

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

○こども基本法

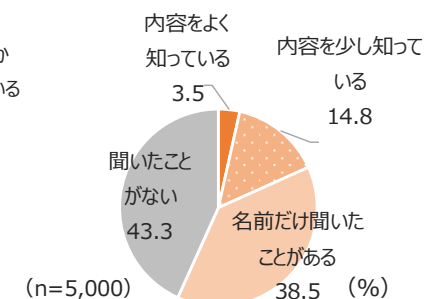
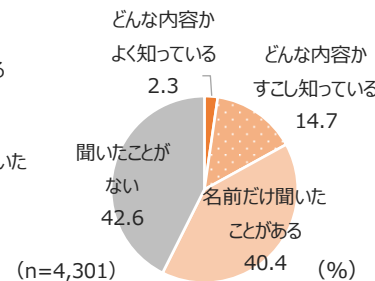
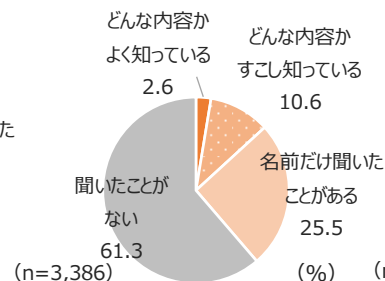
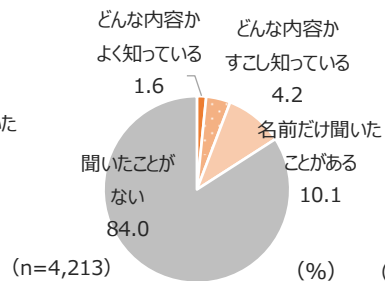
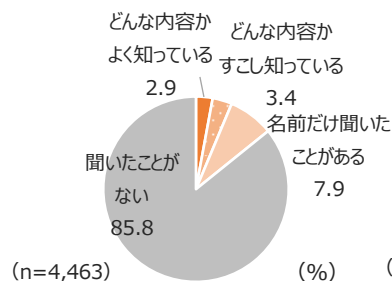
小学校1年生～3年

小学校4年生～6年生

中学生

高校生

大人



○児童の権利に関する条約

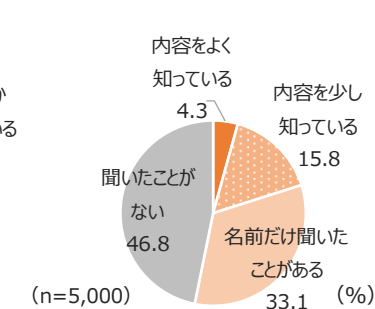
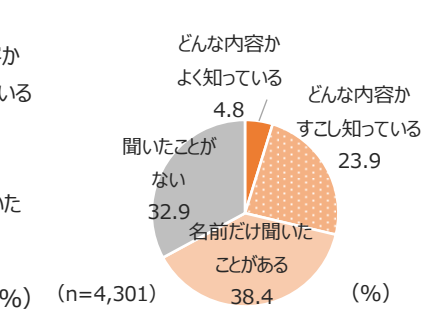
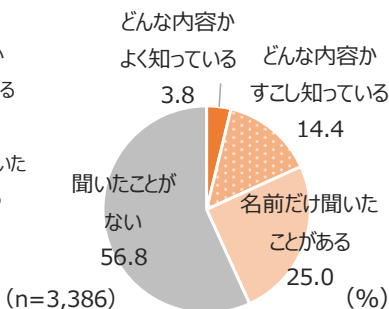
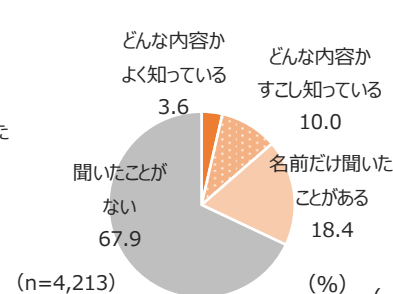
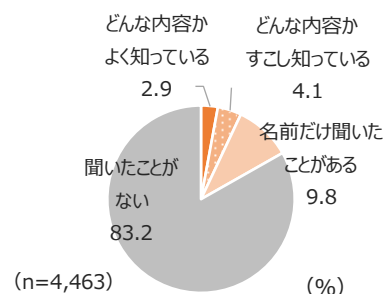
小学校1年生～3年生

小学校4年生～6年生

中学生

高校生

大人



※令和5年度「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」より抜粋

認知度を踏まえた周知・啓発

こども基本法、児童の権利に関する条約についての認知度を把握しつつ、こども・若者に対して、また広く社会に対して、こどもが権利の主体であることを含め、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について周知・啓発を行っている。

こども基本法 概要資料		その他広報部
パンフレット	動画	クイズ動画
<p>やさしい版</p>  <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	<p>やさしい版</p>  <p>https://www.youtube.com/watch?v=EV3mKPF9zyI</p> 
 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://www.youtube.com/watch?v=y67RtAabygs</p> 

広報物を通じた周知・啓発

シンポジウムや学校等でのパンフレットの配布やホームページへの掲載により、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について周知・啓発を行っている。

ユニセフ・こども家庭庁共催「こどものけんりプロジェクト」

2024年、日本が児童の権利に関する条約に批准してから30年の節目となることから、こども家庭庁は、日本ユニセフ協会と共催して、こどもの権利の普及啓発キャンペーン「こどものけんりプロジェクト」を開始しました。

■こどものけんりプロジェクト ホームページ

<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>

「こどものけんりプロジェクト」は、日本における「こどもの権利」の正しい理解と普及を通じた子どもたちのウェルビーイングの向上を目指すキャンペーンです。



○アイラブミー

NHKEテレで放送されているアニメーション番組。主人公の「ミー」が「自分を大切にすることでどうということ？」かを考えていく。本プロジェクトのコンテンツに、ミーとミーの仲間たちも登場。

■先生のためのツールボックス

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/kodoken-toolbox/>

様々なコンテンツを提供し、全国の幼稚園や小中高校にも展開しています。



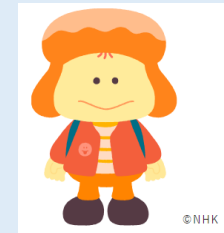
◆動画教材
(未就学児、小学生、中高生向け)



◆動画教材の使い方をまとめたヒントブック
(指導案・ワークシート)
(未就学児、小学生、中高生向け)



◆こどもの声を聴くことをテーマにした
“こえ”のうた(日本語版/英語版/合唱版)



©NHK

こどもデータ連携の取組の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

潜在的に支援が必要な子どもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる 子どもデータ連携の取組の推進

目的

子どもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱える子どもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。このような背景から、地方公共団体において、個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを個人情報の適正な取扱いを確保しながら、分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる実証事業を実施する。

事業概要

● 子どもデータ連携の取組の推進に係る調査研究

◆ 地方公共団体における実証事業

地方公共団体が子どもデータ連携ガイドラインを踏まえ、自治体の規模や困難の種類ごとに創意工夫して取り組み、そこで得られた知見や課題を取りまとめて幅広く公開することで、地方公共団体による子どもデータ連携の取組を拡大させる。

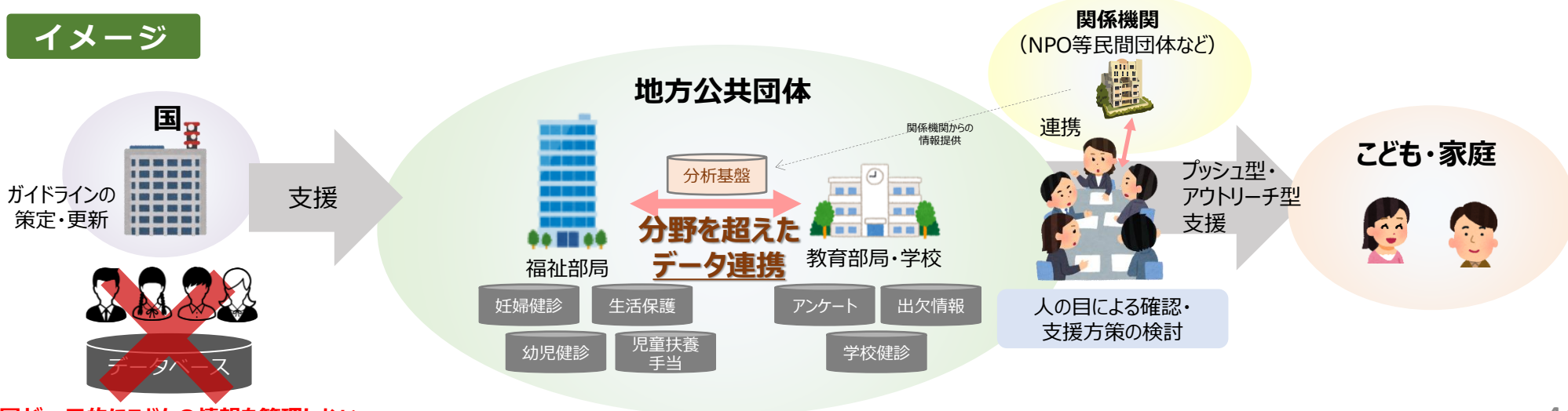
◆ 取組の事例集の作成

先行する自治体の取組について、調査・ヒアリング等を行いとりまとめ、今後子どもデータ連携の取組を行う地方公共団体が参照できる事例集を作成する。

◆ 令和6年度庁内横断プロジェクトチームにおける課題整理

令和6年度に庁内の部局横断で実施したプロジェクトチームにおける議論に基づく課題に関する調査を行い、今後、地方公共団体の現場において本取組をスムーズに実施できる体制の整備について調査する。

イメージ



国が一元的に子どもの情報を管理しない